

社会保険
労務士法人

九州人事マネジメントニュース

発行所 社会保険九州人事マネジメント
労務士法人

〒802-0001

北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号

KMMビル412号

TEL 093 - 513 - 8800

FAX 093 - 513 - 8802

E-mail: jimusyo@sr-kyusyujinji.com

ホームページアドレス <http://sr-kyusyujinji.com>

発行人 代表社員 三原 靖

業務案内

- 人事・賃金制度構築コンサルティング
等級制度・人事考課制度・目標管理制度・賃金制度・退職金制度構築
- 労務管理
就業規則作成・労務管理マニュアル作成・トラブル相談
- 社会保険労務士業務
社会保険・労働保険事務・給与計算・官庁調査立会
- 特定社会保険労務士業務
あっせん等労使間の紛争解決手続代理業務
- 採用支援
求人募集・採用適性検査(CUBIC)・面接・オリエンテーション
- 助成金
各種助成金アドバイス・手続代行
- 各種研修
階層別研修・考課者研修・目標設定研修・面接研修他

労政審の雇用均等分科会

マタハラ防止に向けた新指針案を提示

労働政策審議会(厚生労働大臣の諮問機関)の雇用均等分科会において六月二十七日、改正育児・介護休業法および男女雇用機会均等法に関する告示案を網および指針案要綱が示されました。

今回は、職場において妊娠・出産などに関するマタニティーハラスメント(マタハラ)、および育児休業に対するハラシメントの防止に向けて、事業主が取り組むべき措置について新たな指針案や、セクハラに関して雇用管理上講ずべき措置についての指針を改正する告示案が示されています。

マタハラ防止に向けた指針案では、①ハラシメントの内

容、②妊娠、出産等に関する否定的な言動が妊娠、出産等に関するハラシメントの背景等となり得ること、③妊娠、出産等に関するハラシメントがあつてはならない旨の方針、

④妊娠、出産等に関する制度等の利用ができる旨を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発することなどを事業主が行うべき措置として示しています。

さらに、マタハラの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則などの文書に明確に定めることや、被害者の相談窓口を定めるなど適切に対応するために必要な体制を整備する

ことを求めています。

セクハラに関して雇用管理上講ずべき措置についての指針を改正する告示案では、セクハラの対象者について、「被害を受けた者の性的指向または性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシユアルハラシメントも、本指針の対象となることを明示すること」としています。

これにより、同性愛者や性同一障害を持つ人など、いわゆる「性的少数者」も含まれることが明確化されることとなります。

厚生労働省は、来年一月一日の改正法の施行に向け、指針などを正式に示すことにしています。

暑中お見舞い申し上げます



判断基準を「要介護2以上」などに

介護休業の取得要件を明確化へ

厚生労働省に設置された有識者研究会は七月八日、来年一月から介護休業の取得要件を明確にするための報告書(案)をまとめました。

現在の介護休業を取得できる判断基準は、「二週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態」にある対象家族を介護するためとされ、介護保険の要介護2〜3程度と考えられています。

研究会では、介護保険制度との整合性、一般の労働者・事業主による判断の容易さという観点から、①介護保険の要介護2以上の認定を受けていることを基準として、②歩行や排泄、衣類の着脱など、必要な介護の状態一二項目をそれぞれ、1(自分でできる)、2(一部介助が必要)3(全面介助)に区分し、一二項目のうち「2が二つ以上」または「3が一つ以上」該当し、かつその状態が継続すると認められること、の二つの判断基準とすることを示しています。

また、介護を受ける家族が要介護認定を受ける前に介護休業制度等の利用を申

し出る場合などは、②の基準を用いて判断するとしています。

27年度「過労死等の労災補償状況」

過労死等の労災申請が増加

厚生労働省はこのほど、平成二十七年年度の「過労死等の労災補償状況」を公表しました。

それによると、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患の労災請求件数は七九五件で、前年度と比べ三二件(4.2%)増加。このうち、労災認定されたのは二五一件で、同二六件(9.4%)減少しています。

また、仕事による強いストレスなどが原因で発症した精神障害の労災請求件数は一、五一五件で、前年度と比べ五九件(4.1%)増加。このうち、労災認定されたのは四七二件で、同二五件(5.0%)減少しています。

その原因とみられる出来事別の支給決定件数は、多い順に「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が七五件、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が六〇件となっ

歓送迎会後に事故死

最高裁が労災と認定

会社の歓送迎会に参加後、残業のため車を運転して職場へ戻る途中に交通事故で死亡した男性の労災認定をめぐる訴訟で最高裁第二小法廷は七月八日、「労災に当たる」として一、二審判決を破棄。

その上で、労災認定せず遺族補償給付を支給とした労働基準監督署長の処分を取り消しました。

男性は福岡県内の会社に勤務していましたが、二〇一〇年一二月、居酒屋で開かれた中国人研修生の歓送迎会に残業を中断して参加。飲酒はせず、残業に戻る前に研修生を車で住居先に送る途中、衝突事故で死亡しました。

判決では、男性が上司の意向で歓送迎会に参加せざるを得なかったことや、会社の経費が使われていたことなどから、会社が「事業活動に密接に関わっていた」と指摘。その上で、「男性は事故の際も会社の支配下にあった」と判断しました。



職場の安全&衛生

衛生委員会の役割

注目されている衛生委員会

昨今、衛生委員会は注目を浴びる存在になっています。昨年

一二月から施行されているストレスチェックにおいても、衛生委員会はストレスチェックの実施体制、実施方法、受検の有無の情報の取扱い、結果の記録の保存方法等を審議することとされていますが、これは、ストレスチェックを実施していく上で根幹的事項と言えます。

また、厚生労働省が最も力を入れている施策の一つである過重労働対策についても、衛生委員会の重要な調査審議事項とされています。

さらに、大阪市内の印刷会社で労働者らに胆管がんが多発した問題で、会社に衛生委員会が設置されていれば、胆管がんの発症を早期に把握できていた可

能性があるという批判がされ、

この問題を通して衛生委員会の存在が改めてクローズアップされたところではあります。

このように注目されている衛生委員会は、心身の健康問題が多く取り上げられる今の時代、その存在意義がより増している状況にあると思われれます。ただ、そのような状況になっている衛生委員会も、まず設置されてい



ること、そして、その役割をし

っかり果たしていることが重要ですので、今回は、改めて設置基準や役割について見てみたいと思います。

【設置の基準】

衛生委員会は、常時使用する労働者が五〇人以上の事業場に設置しなければなりません。安全委員会と異なり、この要件があてはまる全ての業種に設置義務があります。

【委員の構成】

衛生委員会のメンバーは、①総括安全衛生管理者またはそれ以外の者で、当該事業場において事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者一名(議長)、②衛生管理者、③産業医、

④労働者(衛生に関する経験を有する者)とされています。ただし、①以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合(無い場合には労働者の過半数代表)の推薦に基づいて指名しなければならぬとされています。

【主な役割―調査審議事項】

①衛生に関する規程の作成に関

すること。

②衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

③衛生教育の実施計画の作成に関すること。

④定期健康診断等の結果に対する対策の樹立に関すること。

⑤長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。

⑥労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

【開催回数等】

衛生委員会は毎月一回以上開催することとされ、委員会における議事の概要を労働者に周知し、議事録は三年間保存する必要があるとされています。

実効ある存在に

以上見てきたとおり、衛生委員会は、労働者が心身の健康を保つために重要な役割を持っています。ですので、設置するだけではなく、その役割となっている調査審議を実施実行し、その存在を実効あるものにしていくことが望まれます。

人手不足等への対応に関する調査

5割超の中小企業で人手不足

このほど日本商工会議所が発表した「人手不足等への対応に関する調査」によると、調査対象（二、四〇五社）の中小企業のうち、今春、「人手が不足している」と回答したのは55・6%と前年調査より5・3ポイント上昇し、人手不足感が強まっていることが分かりました。

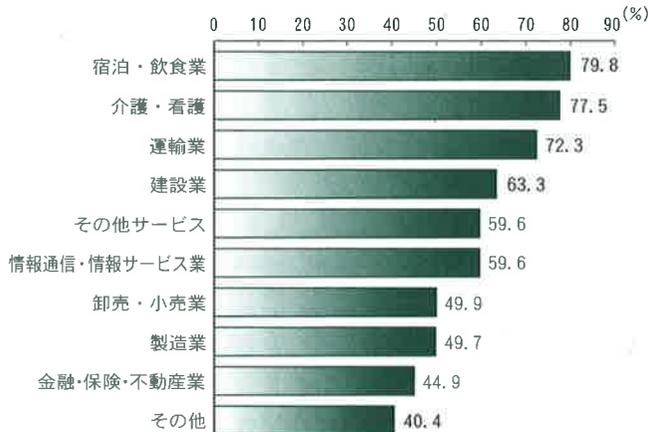
人手不足の状況

全体では、55・6%と半数以上の企業で人手が「不足している」と回答。前年調査よりも「不足している」と回答した割合が5・3ポイント上昇している。

業種別では、「宿泊・飲食業」の不足感が最も高く、79・8%の企業が「不足している」と回答。次いで「介護・看護」（77・5%）、「運輸業」（72・3%）、「建設業」（63・3%）などとなっており、その他の業種においても人手不足の状況が高まっている。（下図参照）

また、従業員の規模でみると、「六

業種別にみた「人手が不足している」企業の割合 (%)



求める人材

求める人材（複数回答）としては、「一定のキャリアを積んだミドル人材」が

一〇人および「五一〇〇人」の企業で、前年調査と比較して10ポイント以上人手不足感が高まっている。

女性の活躍推進

69・0%で最も高く、次いで「高校卒業新卒社員」41・2%、「大学卒業新卒社員」33・0%、「管理職経験者等のシニア人材」15・2%などとなっている。

また、全ての業種で「一定のキャリアを積んだミドル人材」が最高値となっており、「介護・看護」（80・6%）、「金融・保険・不動産業」（77・3%）、「建設業」（75・3%）などとなっている。

「実施している」（40・0%）と「実施を検討している」（21・5%）を合計すると、61・5%の企業で女性の活躍推進について対応を講じている。

業種別にみると、「介護・看護」（77・5%）で最も「実施している」割合が高く、次いで「情報通信・情報サービス業」（59・6%）、「金融・保険・不動産業」（55・1%）、「宿泊・飲食業」（50・4%）などとなっている。

また、女性の活躍を推進する上での課題（複数回答）としては、「女性の職域が限定されている」（38・6%）が最も高く、次いで「女性の応募が少ない（女性社員が少ない）」（31・7%）と続く。

一方、「女性が管理職登用を望んでい

参 考 資 料

ない」(23・0%)といった項目もあり、女性社員の意識も課題となっている。

六五歳超の雇用延長

現在、六五歳超を雇用している企業は70・1%となっている。

一方、「すでに六五歳超の者を雇用しているが、義務化は反対」(30・1%)、「六五歳までは雇用できるが、それ以上の対応は難しい」(27・1%)といった意見の合計は57・2%となり、一律の雇用延長には慎重な対応が求められる結果となった。

また、六五歳超まで雇用できない理由(複数回答)としては、「本人の体力的な面で難しい」(66・5%)が最も高く、次いで「若い年齢層の採用の阻害になる」(47・6%)、「生産性が低下する」(37・3%)などとなっている。

ICT(情報通信技術)を活用した業務の効率化に向けた取組み

ICT(*)化に向けた取組みについて、59・7%の企業が実施している。

業種別にみると、「情報通信・情報サービス業」(85・1%)、「金融・保険・不動産業」(79・6%)で取組みが進んでいる一方、「運輸業」、「宿泊・飲食業」、「製

造業」では取組みが進んでいない割合が高い結果となった。

*顧客情報をデータベース化したり、出勤の管理や給与計算のシステムを一元化したりする取組み

長時間労働の削減に向けた取組み

長時間労働削減に向けた取組みは、73・8%の企業が実施している。

業種別にみると、「金融・保険・不動産業」では85・7%の企業が取り組んでいるのに対して、「建設業」では66・3%となっており、業種の違いによって差が顕著である。

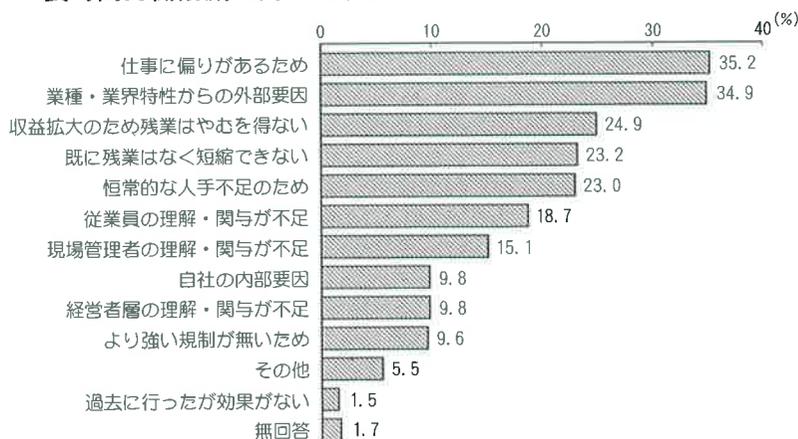
また、長時間労働削減に向けた取組みが進まない理由(複数回答)としては、「仕事に偏りがあるため」(35・2%)、「業種・業界特性からの外部要因」(34・9%)が高い結果となった。(下図参照)

「同一労働同一賃金」について

賃金を決定する際に考慮する項目(複数回答)として「合理性がある」と考えられるものとしては、「責任」(76・9%)、「本人の生産性」(76・7%)が高い結果となった。

一方、労使紛争で賃金差の理由を求め

長時間労働削減に向けた取組みが進まない理由(複数回答)



られた場合、「立証が難しい」と考えられる項目(同)については、「本人の生産性」(47・0%)が最も高く、次いで「将来の役割への期待」(43・3%)、「責任」(37・5%)と続く。「合理性がある」と考えるものの、「立証が難しい」と思われる項目が重なっている。

トラブル回避の対応術

出勤停止中の無給は問題になるか

当社は現在、就業規則の見直しをしています。懲戒の種類に「出勤停止」を新しく設けることを検討していますが、出勤停止期間は無給と決めても問題はないでしょうか。また、すでに設けてある「減給」との関連はどうなるのでしょうか？

出勤停止中の賃金

出勤停止とは、労働基準法には定めがありませんが、一般的に就業規則上の職務規律違反などに対する制裁として、対象となる労働者との労働契約を存続させながら、その就労を一定期間禁止することをいいます。

就業規則に、出勤停止およびその期間中の賃金を支払わないことが定められている場合には、労働者がその出勤停止の処分を受けることになり、出勤停止

期間中の賃金が受けられないことは、制裁としての出勤停止の当然の結果であるものと認められています。

しかし、その期間の長さについては、「公序良俗」(民法第九〇条)の見地から、規律違反事案の情状の程度などにより制限があり、不当に長期になるものは認められないとされています。

減給の制裁

一方、減給の制裁については労働基準法(第九一条)に定めがあり、「減給は、一回の額が平均賃金の一日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の一〇分の一を超えてはならない」と、減額の幅には上限が設けられています。

減給は、対象となった労働者が実際に就労している場合に労務の対償として支払われる賃金に対して行われる制裁措置ですので、一定の制限があります。しかし、出勤停止は、労働者が就労せず、もともと労務の提供に対して支払うべき賃金が発生しないので、労

基法の減給制裁の規定には関係ないものとされています。

制裁の二重適用は禁止

憲法には二重処罰の禁止が定められています。これは、一度ある犯罪として処罰された行為を、さらに別の罪にも当たるとして処罰してはならない、という原則のことです。

企業内での制裁についても、この原則が成り立つという考えから、同一の違反事案に対して、複数の制裁処分を行うことは認められません。したがって、減給をしたうえで、さらに出勤停止の処分を行うことがないように注意しなければなりません。

また、制裁の処分は社会通念上からも相当でなければならぬとされています。初めての軽微な違反は「訓戒」などにとどめ、同じ違反を繰り返す場合などに、再度の違反防止と強く反省を求めするため、減給、出勤停止などの制裁処分を課すなど、その適用に関しても就業規則に定めておくことが望ましいでしょう。



社会保険の実務サポート

同月に資格を取得・喪失した場合の厚生年金保険料の扱い

保険料の徴収

毎月の給与にかかる厚生年金および健康保険の保険料は月単位で計算・徴収され、被保険者資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日（退職の場合は退職日の翌日）の属する月の前月分まで納める必要があります。

入社（資格取得）した日が月の途中であっても、その月の分として一カ月分の保険料がかかります。また、喪失する場合、たとえば、月の末日に退職した場合は、翌月の一日が資格喪失日となりますので、退職した月分までの保険料がかかります。しかし、月の途中（末日以外）で退職した場合は、資格喪失日はその月のいずれかの日になるので、その月の保険料は納める必要がありません。

同じ月に取得・喪失した場合

同じ月に入社と退職をして、被保険者

資格の取得日、喪失日が同じ月にある場合は、原則として、その月一カ月分の保険料の納付が必要となります。

ただし、厚生年金の被保険者資格を得た月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金の被保険者（第二号被保険者は除きます）資格を取得した場合に、厚生年金保険料の納付は不要となります（この取り扱いが平成二七年一〇月一日からです）。

退職後に国民年金の第一号被保険者（無職、自営業者など）になる場合は、その月は国民年金保険料だけを納めることになり、退職後に第三号被保険者になるケースでは、その月の国民年金保険料もかかりません。

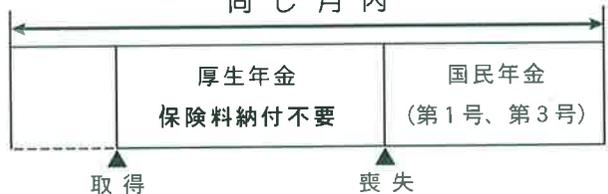
この場合、該当する被保険者が国民年金に加入したことを年金事務所が確認した後、在籍していた事業所あてに厚生年金保険料の還付についてのお知らせを送付されることになっています。

なお、第一号被保険者になる場合は本人が手続きをし、第三号被保険者になる場合は配偶者の所属する事業所を通して

手続きをしなければなりませんので、この手続きが済むまでは還付の通知はありません。

還付されるのは該当する月にかかる厚生年金保険料（被保険者負担分と事業主負担分の合計額）です。すでに退職した被保険者から徴収していた場合は、それを本人に戻すことが必要となります。

同じ月内



健康保険料の扱い

この取り扱いが厚生年金保険料に同じです。同月に資格を取得、喪失した健康保険の被保険者が、さらにその月に国民健康保険に加入する場合は、すでに健康保険料が徴収されている場合であっても、それが還付されることはありません。



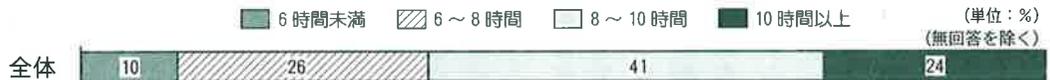
大同生命保険(株)の中小企業経営者アンケート

生産性向上には「従業員の能力向上」が不可欠

今号では、「経営者の労働実態」と「生産性向上に向けた取組み」をテーマに、大同生命保険株式会社が中小企業経営者約4,000人を対象に行ったアンケート調査の結果をご紹介します。

Q1：1日あたりの労働時間は何時間ですか？

- ・1日あたりの労働時間は、「8～10時間」が約4割と最も多く、「10時間以上」も約2割となりました。
- ・年齢別では、若い経営者ほど、労働時間が長くなっています。
- ・なお、従業員規模別では、大きな差はありませんでした。



◎年齢別



◎従業員規模別



Q2：生産性向上に向けて、今後「最も注力したい」「削減したい」業務は何ですか？

- ・最も注力したい業務では、「営業・販売」が5割と最も多く、次いで「経営管理」となりました。
- ・業況別では、景況感が「良い」企業では「経営管理」が、「悪い」企業では「営業・販売」が全体(平均)より多くなっています。
- ・削減したい業務では、「会合・接待」が約5割と最も多く、次いで「経理、総務、その他」となりました。

①最も注力したい業務

(無回答を除く)(単位：%)



②削減したい業務

(無回答を除く)(単位：%)



Q3：生産性向上に向けて、どのような施策に取り組みたいですか？

- ・全体(平均)では「従業員の能力向上」が約5割と最も多く、次いで「経営計画の策定」「幹部人材の育成」となりました。
- ・景況感が「良い」企業では「従業員の能力向上」「幹部人材の育成」が全体(平均)より多くなっています。
- ・一方、景況感が「悪い」企業では「経営計画の策定」「顧客・取引先データの活用」が全体(平均)より多くなっています。

